

対応方針の原案（第 4 回検討の場）への県民意見の対応

静岡県

【概 要】

平成 23 年 11 月 29 日に実施した「第 4 回検討の場」の検討結果である総合的な評価及び対応方針の原案について、広く県民の皆様からご意見を募集しました。寄せられた様々なご意見について、その内容によって分類し、まとめを行いました。 --- **別添資料①** 参照

ご意見のうち、布沢川ダムの検証に関わるものに対して、検討主体である県の考えを示します。 --- **別添資料②** 参照

また、ダム検証以外のご意見への回答も参考まで添付します。 --- **別添資料③** 参照

【県民意見募集の内容】

1. 県民意見募集

① 会議資料の縦覧、チラシの配架、インターネット等 ⇒ **ご意見 19 件**

期 間 : 平成 23 年 12 月 15 日（木）～平成 24 年 1 月 16 日（月）まで

縦覧方法 : インターネットでの公開及び県庁、静岡土木事務所、県財務事務所など 11 箇所への配架

以下の静岡市の機関において会議資料を縦覧、意見募集チラシを配架
 両河内、庵原、小島、興津の各生涯学習交流館
 市役所 市政情報コーナー（静岡庁舎、駿河区役所、清水庁舎）
 建設局河川課〔静岡庁舎〕
 建設局土木事務所〔清水庁舎〕
 上下水道局水道総務課〔清水庁舎〕

② どなたでも参加が可能とした説明会の開催 ⇒ **ご意見 29 件**

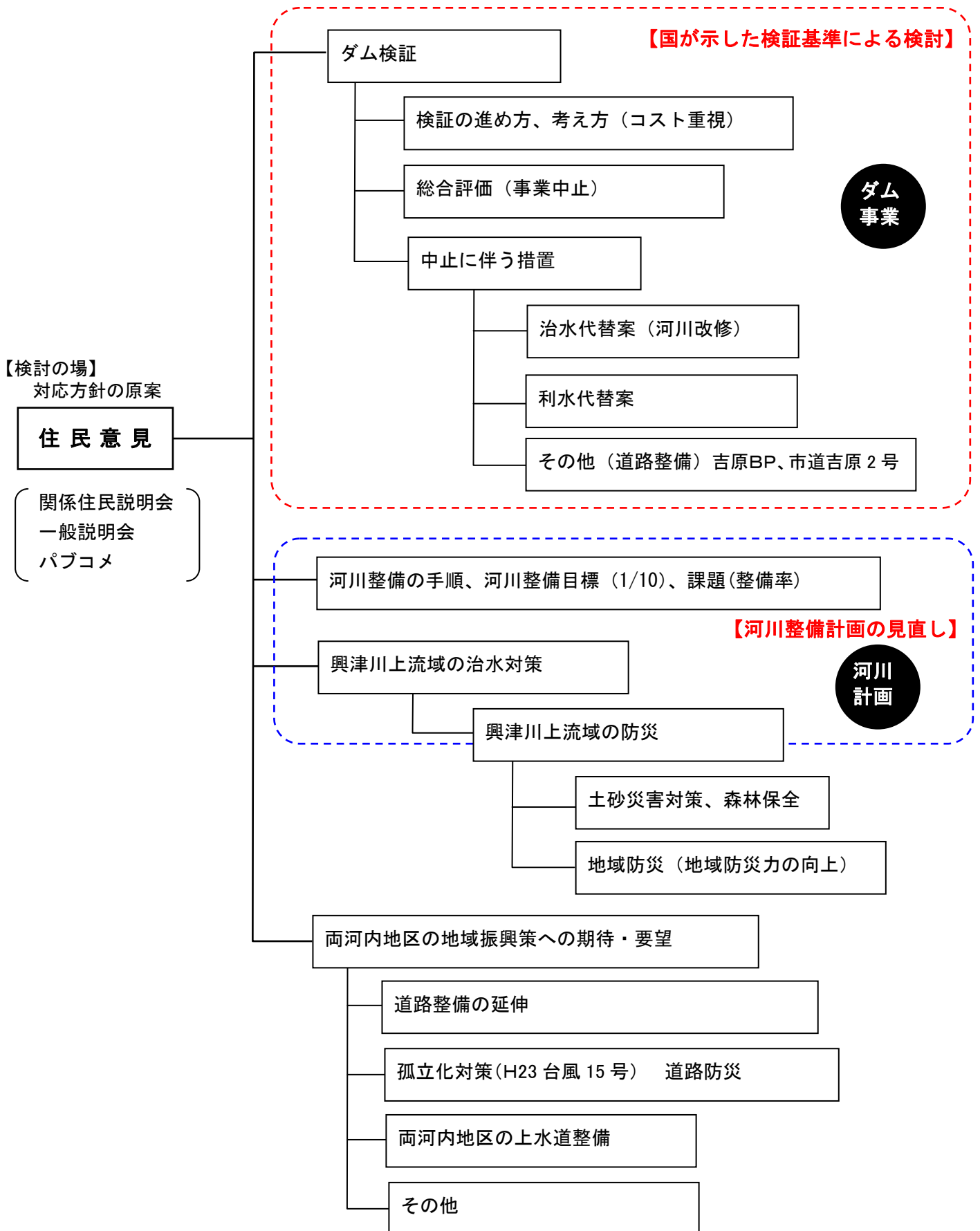
日 時 : 平成 24 年 1 月 11 日（水） 19：30～21：15

会 場 : 両河内地区生涯学習交流館（静岡市清水区和田島）

参加人数 : 33 名

2. 関係住民等への説明 ⇒ **ご意見 40 件**

地区（団体）	開催日時	事業との関係
両河内地区 （布沢・土ほか） 参加者 住民 43 名	平成 23 年 12 月 19 日（月） 19：30～21：10	洪水防御地域 興津川下流地域
吉原地区 参加者 住民 14 名	平成 23 年 12 月 21 日（水） 19：00～20：00	ダムサイト 工事用道路
興津川（非）漁業協同組合 参加者 組合長ほか（10 名）	平成 23 年 12 月 21 日（水） 13：30～14：00	関係団体



「布沢川生活貯水池建設事業の検証について」〔第4回検討の場〕県民意見への対応**I. ダム検証****1. ダム検証の進め方****① 国の要請は、「ダムにたよらない治水」が前提で、ダムを中止とする検討結果は納得が出来ない。**

〔検討主体（県）の考え〕

ダムの検証は、人口減少、少子高齢化、莫大な財源赤字という状況を踏まえ、税金の使い道を大きく変えていかななくてはならないという考えのもと「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める国の考えに基づきダム検証の進め方が示されました。ダムとそれ以外の治水対策については、それぞれ客観的な評価を行った上で、どの治水対策が妥当かを判断しています。

② 国からの検証の要請や内容を県や市ではどういう考え方で受けたのか？

〔検討主体（県）の考え〕

平成22年9月に国土交通大臣から知事に対して布沢川ダムの検証要請があった際、本県では、国の補助金を得ず県が単独で事業を継続することは財政的に困難であると判断し、要請に応じてダム検証を進めることにしました。

③ 「検討の場」の構成員が県と市の実務担当者では、行政が事業の中止を決めたのと同じではないか。

〔検討主体（県）の考え〕

国が示した検証基準には、検証に係る検討手順が定められており、「地方公共団体からなる検討の場」を設置することとなっています。「布沢川生活貯水池建設事業の検討の場」の構成員は、県5名、静岡市2名の計7名で構成され、会議は公開とし、検討の過程では関係住民や学識経験者の意見を聴きながら検討を進めてきました。

④ 「検討の場」の構成メンバーには、地域の代表者も入れるべきではないか。

〔検討主体（県）の考え〕

（上記I. 1. ③と同様。）

⑤ 事業評価監視委員会はどのような委員で構成されているのか？

〔検討主体（県）の考え〕

静岡県事業評価監視委員会は、公共事業の事業評価における客観性、透明性を確保するため、第三者の意見を求める機関として設置され、学識経験者9名（各分野の大学教授や弁護士、NPO市民会議代表など）で構成されています。

⑥ 検討の内容は、地元住民へ説明はしているのか？

〔検討主体（県）の考え〕

国が示した検証基準には、「検証に係る検討過程で、透明性の確保を図り地域の意向を十分に反映するための措置を講じること」となっています。

布沢川ダム検証では、議論を進めた「検討の場」を公開で行い、会議資料や議事内容を公表してきました。また、「検討の場」での検討内容については主要な段階で県民意見募集を行い、ダム事業に関連が深い吉原地区、布沢・土地区（両河内地区）を対象に関係住民説明会を開催しており、これまでに、のべ262人の方に参加していただきました。

⑦ 現地に行ったことはないし、説明を聞いたこともない。もう少し内容等開示してほしい。

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川ダムの建設については、静岡県静岡土木事務所のホームページに掲載しており、建設工事に関係する吉原地区、布沢川ダムの洪水防御対象である布沢・土地区には、事業説明会を開催してきました。

また、国の検証基準及び県の「情報提供の推進に関する要綱」に従い、ダム検証の検討を進めた「検討の場」は公開で行い、会議資料や会議録は公表しています。また、県ホームページでも随時、意見募集を行ってきました。

⑧ 関係住民説明会等は、体裁のいい中止説明会の印象だった。意見募集は何のためなのか？

〔検討主体（県）の考え〕

平成23年12月から平成24年1月に開催した関係住民等説明会や流域にお住まいの一般の方を対象にした説明会では、県が関係者の意見を聴きながら検討を進めてきた布沢川ダムの検証内容と事業を中止とする対応方針の原案について説明しました。

意見募集は、ダム検証の検討の過程において検討内容への地域の声を確認するため行ったものであり、多くの御意見が寄せられるよう「意見募集チラシ」や「御意見記入用紙」を配布しました。

⑨ パブコメは、これまでの説明会で説明がなく、今まで意見を出さなかったことを悔やんでいる。

〔検討主体（県）の考え〕

県民意見募集（パブコメ）は、「検討の場」での検討内容について御意見をいただくため、第2回から第4回の検討の場の後に実施しました。パブコメの期間中に開催した関係住民等説明会で寄せられた御意見も県民意見として扱い、ダム検証の検討に考慮しています。また、説明会では県民意見募集の実施についても説明しています。

2. ダム計画

① ここまでの工事が進捗する前に、総合的な評価（コスト比較）ができなかったのか？

〔検討主体（県）の考え〕

ダム建設事業採択時には、ダム建設と河道改修とで経済比較してダムを選択しています。また、平成10年度、19年度には事業評価監視委員会に諮っており、継続が妥当であるとの答申を得ています。

今回の布沢川ダムの検証における総合的な評価は、これまでの方法とは異なり、新たに国が示した検証基準に基づき検討しているため、現時点で初めて総合的な評価が可能となりました。

この具体的な検討の内容や進め方は、「できるだけダムにたよらない治水」への国の政策転換の考えに基づき、国の有識者会議によって「今後の治水対策のあり方について」がまとめられ、平成22年9月の国からのダム検証の要請の際に示されました。

② ダム計画が策定された時点で、経済効果を充分検証されているはずではないか？

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川ダムは、静岡市清水区の間山地域における局地的な治水対策と異常渇水時の水道水の確保

を目的としています。治水計画では、建設するダムにより布沢川の洪水氾濫が防止される布沢・土地区の被害軽減額（想定被害額）などから算定される総便益（B）とダムの建設費や維持管理費などから算定される総費用（C）により費用便益比（B/C）を算出し、布沢川ダム事業は妥当であると判断しています。

ダム完成後の集客や観光などによる地域への波及による経済効果についての算定は行っていません。

③ ダム事業の着手の時点で学識経験者から意見を聴いたうえで、事業を始めたのではないかと

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川ダム建設事業は、建設大臣から全体計画の認可を受け、事業を実施してきました。着手の時点においては学識者から意見を聴くという仕組みがありませんでした。

その後、法定計画である「興津川水系河川整備計画」（H14.6策定、H21.4一部修正）において布沢川ダムの建設を位置づけ、その策定過程で地域代表者や学識経験者の意見を聴いています。

3. 総合評価（コスト比較）

① 総合評価のコスト比較は、ダム計画の検討時点で同様の結果が得られていたのではないかと

〔検討主体（県）の考え〕

当初のダム事業計画と今回のダム検証では、ダム建設費とコスト比較する河川改修の整備目標に違いがあります。

一般に治水安全度の向上は、長期的な治水目標に対して段階的に整備目標を定めて対策を進めます。ダムは、完成後に追加工事により大規模なダムに改良することが合理的でないため、長期的な目標に合わせて構造や容量等を設定し建設します。布沢川ダムの事業計画は、布沢川の長期的な目標である30年に1回の確率で発生する降雨（1/30）を対象としています。当初のダム事業計画の検討では、布沢川の改修工事に加え、河川流下能力の上下流バランスから布沢川が合流する興津川で必要となる大規模な改修工事も含めた経済比較を行い、布沢川ダムの建設を選択しました。

一方、今回のダム検証では、国の示した検証基準で、中期的な治水目標である10年に1回の確率で発生する降雨（1/10）の整備水準の代替案と比較することとされました。

このように整備目標の違いにより興津川の抜本的な河川改修工事が不要となるため、ダムにたよらない案（河道改修）がダム建設よりもコスト面で有利となりました。

② コスト比較に投資済額を考慮しないのはおかしい。検証の「コスト重視」は説得力がない。

〔検討主体（県）の考え〕

ダム検証では、厳しい財政事情を背景としていることに鑑み、目標を達成するために、今後、どのような治水対策を実施することが妥当かという考えで検討するものであり、コストの評価に当たり実施中の事業については「残事業費を基本とすること」が妥当であるとされています。国が示した検証基準では、コストの評価は、「現時点から完成までの費用（残事業費）に維持管理費、ダム中止に伴って発生する費用等をできる限り見込む」とされています。

また、目的別の総合的な評価の考え方として、『一定の「安全度」（河川整備計画における目標と同程度）を確保することを基本として「コスト」を最も重視する』とされており、布沢川ダムの検証は、これに基づいて実施しています。

③ 「ダムによらない案」の総額（87億円）のうち、正常流量に係る費用は40億円で多すぎる。

〔検討主体（県）の考え〕

ダムの不特定容量は、ダムの貯水によりダム下流の魚類の生息環境や既得の農業用水の取水などの

水利用に悪影響を及ぼさないよう、渇水時にダムから放流するための貯水量であり、布沢川ダムを建設する場合は、布沢川におけるダム下流の流量を適切に管理するために必要となるものです。

現在の計画ではダムにより『概ね 10 年に 1 回発生する渇水に対して、布沢川の利水基準点土合橋における正常流量 0.1m³/s を確保することを目標とする』としています。ダム検証では、流水の正常な機能の維持（正常流量）の目的について、ダムによらずにこの目標を達成する代替案の立案、評価をした結果、約 4.9ha の河道外貯留施設の整備が最も優れると判断しました。これに要する概算事業費として、土工、護岸工、取水・排水施設工や用地補償費及び維持管理費並びにダム中止に伴って発生する費用等を約 40 億円と見積もっており、妥当であると考えます。

④ 総合評価では、治水の安全性をどの程度重要視しているのか。コストコストで合点がいかない。

〔検討主体（県）の考え〕

国が示した検証基準では、今回の検証が厳しい財政事情を背景としていることを鑑み、河川整備計画が、長期的でなく 20～30 年程度の期間を対象とした計画であること、目標を達成するために必要な河川整備の内容を具体的に定めていること、河川法に基づいて定める計画であること等を踏まえて、「河川整備計画での目標と同程度の目標を達成することを基本とする」とされています。

県は、布沢川を含む興津川水系については、平成 14 年 6 月に「興津川水系河川整備計画」を策定し、当面の興津川水系の河川の整備目標を『概ね 10 年に 1 回発生すると予想される洪水に対して人家への被害の発生を防止する』としています。

このため、国が示した検証基準に基づき、治水対策案の評価では、「安全度」、「コスト」、「実現性」、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の 7 つの評価軸により、一定の安全度（河川整備計画での目標）を確保することを基本として、コストを最も重視し、時間的な観点から見た実現性を確認して、総合的な評価を行っています。

なお、近年降雨による興津川流域の安全性については、今後、ダム事業の中止が確定した場合に必要な「興津川水系河川整備計画」の変更において改めて検討してまいります。

4. 対応方針の原案（事業の中止）

① ダム事業や事業の中止が、両河内地区、清水区や静岡市全体に、どのような影響があるのか？

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川ダムは、静岡市清水区の山間地域における局地的な治水対策と異常渇水時の水道水の確保を目的としており、ダム中止に伴って、布沢川の治水対策の実施と異常渇水時の上水道の水源確保について検討整理する必要があります。

ダムに代わる布沢川の治水対策は河道改修により進めます。

② 今現在のタイミングで検証して事業を見直すことは、工事が進んでから行うよりも好ましい。

〔検討主体（県）の考え〕

御意見として承ります。

③ ダムのある川の下流は濁りが取れない。ダム事業が中止の対応方針原案を聞いて安堵した。

〔検討主体（県）の考え〕

御意見として承ります。

④ ダムに代わる河川改修や工事用道路の整備延長を期待しているが、実施されるのか不安である。

〔検討主体（県）の考え〕

ダム建設により期待された布沢・土地区の治水安全度の確保については、河道改修による対応を進めてまいります。

布沢川ダムの建設が中止となると、ダム建設のための工事用道路の整備を続ける必要はなくなります。工事用道路の活用については、道路管理者である静岡市と継続して調整を進めます。

⑤ 地元要望している道路の整備が出来ないのならば、布沢川の河道工事は実施しなくてもよい。

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川ダム建設事業は、静岡市清水区の間山地域における局地的な治水対策と異常洪水時の水道用水の確保を目的として、静岡県と静岡市が共同で実施するものです。ダム建設が中止の場合、河川管理者の県としては、治水安全度の確保に向けた取り組みを進めます。

5. ダム検証について

① 今までの投資（税金）は何だったのか？ 計画を承認した機関の責任はどうなるのか？

〔検討主体（県）の考え〕

これまでダム事業で整備に関わる費用を投じた工事用道路は、ダム建設工事のため工事関係車両が利用するほかに、一般車両が周辺地域の諸活動に資する県道、市道として供用する予定で、道路管理者の静岡市と連携して整備を進めてきました。

ダム検証は、直面している厳しい財政事情を背景としていることに鑑み、目標を達成するために、今後、どのような治水対策を実施することが妥当かを検討するものであり、当初のダム建設事業計画を認可した国土交通大臣から布沢川ダムを含む全国の83のダム事業を対象として、検証要請がありました。

② 八ツ場ダムの建設は中止から再考して継続となった。布沢川ダムも急いで中止しない方が良い。

〔検討主体（県）の考え〕

国の有識者会議がまとめた「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(修正案)」において、ダム検証は「予断を持たずに検証を進める」こととされています。

布沢川ダムと同様に、八ツ場ダムの建設についても国の検証基準に従って検討作業を進め、有識者会議により継続が妥当と判断された結果、国が継続を決定したものです。

布沢川ダムの対応方針についても今後、国の有識者会議により妥当性の審議が行われます。

③ 対応方針の原案にある「関係機関等と調整し…」とは、地元は含まれるのか？

〔検討主体（県）の考え〕

関係機関等とは、関係地方公共団体である静岡市、上水道利用者（静岡市）、ダム建設予定地の地権者や関係住民、ダムによる洪水防御区域や興津川流域の住民が対象となります。

6. 中止に伴う措置（予算）

① 中止に伴う措置の河川整備や道路整備の予算は確保できるのか？ 国の補助はあるのか？

〔検討主体（県）の考え〕

ダム建設に関わる事業は、国の補助を受けて実施してきました。ダム中止に伴う措置については、基本的に、各事業者（管理者）が必要な予算を確保することになります。

代替案で実施する予定の河道改修事業については、所定の治水安全度の確保が早期に図れるよう国

からの交付金の投入など適切な予算確保に努めます。

7. 中止に関わる措置（投資の効果）

① 工専用道路は、現道に擦り付けるだけでは、投資済額を活かした有効利用にならない。

〔検討主体（県）の考え〕

工専用道路の活用については、道路管理者である静岡市と継続して調整を進めます。

② 執行済み額が無駄とならないよう、県市が真剣に検討し、地元協議の上、事業展開して頂きたい。

〔検討主体（県）の考え〕

（上記Ⅰ．7．①と同様）

8. ダム事業及び中止に伴う措置（治水計画・事業）

① ダムのある河川での水害の報道を見ると、ダム完成後に浸水被害が大きくなるのではと不安だ。

〔検討主体（県）の考え〕

ダムはこれまで一気に下流へ流れていた洪水を一時的に貯留するため、下流河川への負荷は軽減されます。そのため、ダムが設置されたことが直接的な水害の発生原因にはならないと考えています。

ダム計画は、これまで観測された雨量データに基づき確率規模を決めて計画を定めていますが、近年発生している局地的な豪雨がこれらの計画規模を上回った場合、水害が発生する可能性があります。県や市、気象庁では気象情報や避難情報を提供していますので、これらについても積極的に活用いただき洪水に備えていただきたいと思います。

② 代替案の河川改修で興津川の改修に要する費用はどのくらいが見込まれるのか？

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川の改修に先立って行う興津川の改修は布沢川の合流点から下流の3箇所、事業費として約10億円を見込んでいます。

③ ダムを建設するより、河川の点検、整備を行って洪水の被害が出ないよう管理してもらいたい。

〔検討主体（県）の考え〕

洪水による被害の防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全の観点から、河川の整備を行うとともに、川の365日を対象として日々の管理を関係自治体や地域住民、NPO、企業と連携して適切に行います。河川管理者である県は、現在も河川パトロールや出水後の巡視など点検を行っています。

④ 布沢川の洪水氾濫により集落が浸水したことは今までないので、河道改修する必要はない。

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川は、現在の「興津川水系河川整備計画」の目標である1/10確率整備水準に対して、著しく流下能力の低い箇所があります。さらに、昭和30年代に台風による豪雨で大きな被害が発生している記録があり、近年の局地的豪雨や大型台風による河川の氾濫被害も危惧されるため、河道改修による治水安全度の向上は必要であると考えます。

⑤ 地元の人からは河川改修の要望があると聞いている。しっかりやってもらいたい。

〔検討主体（県）の考え〕

ダムに替わり河道改修により治水対策を行います。その際に必要となる「興津川水系河川整備計画」の変更にあつては、流域住民の意見を聞きながら進めていきます。

⑥ これまでの投資をどう活かすのか、風水害の対策をどうするのか、しっかりと説明してほしい。

〔検討主体（県）の考え〕

工事用道路は、今後、一般車輛が周辺地域の諸活動に資する県道、市道として利用されることとなるので、無駄になるとは考えていません。

治水対策については、ダムに替わり河道改修を行います。その際に必要となる「興津川水系河川整備計画」の変更にあつては、流域住民の意見を聞きながら進めていきます。

⑦ 布沢川の改修は、どの場所を、どのような工法で、どのような順序で実施するのか？

〔検討主体（県）の考え〕

改修工事の内容や手順などの詳細は、今後、速やかに見直す「興津川水系河川整備計画」の策定作業で整理します。

ダム検証における治水代替案は、布沢川の既設の砂防堰堤より下流側の治水安全度の確保を目的に検討を実施しました。布沢川は河川の縦断勾配が大きく、布沢・土地区では護岸や落差工が整備されています。河床の掘り下げや川幅の拡幅では、既存の施設の大規模な改修や人家等の移転など周辺への影響が大きいため、堤防の嵩上げを代替案としています。

9. 中止に関わる措置（利水対策）

【利水代替案】

① 利水は興津川が渇水になっても安倍川より調整すれば良い。富士川からの導水も今は要らない。

〔検討主体（県）の考え〕

現在の水道計画では、既往最大の異常渇水を想定した場合に、安倍川水系からの水融通等を実施してもなお不足する水量を予備水源として布沢川ダムで確保することとしています。ダム検証の利水代替案は、ダムによる異常渇水時の対応と同等の対応ができる方法について、立案・評価しており、今後、水道事業者である静岡市が具体的な対応を検討します。

② ダム事業の中止により、利水の代替案は実施するのか？

〔検討主体（県）の考え〕

ダムに代わる利水代替案の具体的な内容等については、今後、水道事業者である静岡市により、検討されます。しかし、現段階では、利水対策として最も有利な代替案とされる富士川からの水系間導水についても、費用対効果の観点から採用が困難と聞いています。

③ 利水の事後措置は「静岡市で今後検討していく」とのことだが何を検討するのか？

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川ダムの利水は、清水地区における異常渇水時の水道用水の確保を目的としているため、ダム建設の中止に伴い、異常渇水時の上水道の安定供給の方策について静岡市が検討をします。今後は、今回の検討結果を踏まえ、近年の水需要状況も勘案した上で、渇水対策計画の見直しを行うと聞いています。

10. 中止に伴う措置（工用道路）

① 工用道路（市道）の建設、道路の拡幅、吉原バイパスの立体交差は必要で、継続を希望する。

〔検討主体（県）の考え〕

布沢川ダムの建設が中止になると、ダム建設のための工用道路の整備を続ける必要はなくなりません。吉原バイパスの立体交差については、工用道路の活用を踏まえ、道路管理者である静岡市と継続して調整を進めます。

② 県がダム事業で、ダム中止後の工用道路の残工事を進めることはできないのか？

〔検討主体（県）の考え〕

（上記 I. 10. ①と同様）

③ ダムが中止になり国の補助金がなくなっても、道路の完成のために県は予算を投入して欲しい。

〔検討主体（県）の考え〕

（上記 I. 10. ①と同様）

④ 整備中の吉原バイパスは県道に接続させ、市道 2 号線も計画どおりしっかりと処理して欲しい。

〔検討主体（県）の考え〕

（上記 I. 10. ①と同様）

⑤ 吉原バイパスは、現道の交通量や高齢者の多い地域事情から安全対策として立体交差が良い。

〔検討主体（県）の考え〕

（上記 I. 10. ①と同様）

⑥ 建設中の付替道路は、林業や農業のために、どうしても建設は継続をお願いしたい。

〔検討主体（県）の考え〕

（上記 I. 10. ①と同様）

11. 中止の措置（借地）

① これまで借地などで事業に協力した人がある。ダムが中止の場合、残された借地はどうなるのか？

〔検討主体（県）の考え〕

ダム建設に伴って、工用道路の整備のために借地をした土地については、道路用地として静岡市が買収を行っています。現在、道路が未供用の箇所に処理を要する土地がありますが、静岡市との道路管理に関わる調整に基づき、適切に対応します。

Ⅱ. 河川整備の手順（河川整備計画）

1. 治水の整備目標

① 過去の興津川の洪水被害をみると整備目標が低い。10年に1回の洪水対策を見なおして欲しい。

〔県の考え〕

一般に河川整備の進め方は、河川や流域の特性を踏まえて将来的な河川の整備水準を掲げ、その安全度を確保するために、20～30年の期間で段階的に河川整備を進めていくこととされています。河川の整備には費用と時間を要することから、河川改修工事等と合わせて、河川情報の活用や避難体制の確立などの防災対策（ソフト対策）を進めていきます。

興津川水系では、県下でいち早く、平成12年に興津川（本川）の将来的な整備水準を1/50とする「興津川水系河川整備基本方針」を策定・公表しました。さらに、平成14年に策定・公表した「興津川水系河川整備計画」では、浸水被害の実態、現況流下能力、河川の上下流バランス、費用対効果などを考慮し、当面の整備目標を1/10として、段階的な整備に取り組んでいます。

なお、近年降雨による興津川流域の安全性については、今後、ダム事業の中止が確定した場合に必要な「興津川水系河川整備計画」の変更において改めて検討してまいります。

2. 河川整備の考え方

① 興津川の当面の整備目標とする1/10の規模の雨とは、どのような根拠で決めたものか？

〔県の考え〕

興津川本川の現況の流下能力は、一部区間で1/10規模の流水を安全に流下させることができないことから、平成14年に策定・公表した「興津川水系河川整備計画」では、当面（15年間）の整備目標を「概ね10年に1回発生すると予想される洪水に対して、人家への被害を防止する」と決めました。

② 「1/10確率規模」とは雨量に換算すると何mmとなるのか？

〔県の考え〕

興津川水系河川整備計画の検討に用いている雨量は、1時間雨量で72mmとなります。

③ 代替案の河積を広げる河道改修は、川の機能が失われ、流水の勢いも強くなり、治水にはならない。

〔県の考え〕

治水代替案で示している布沢川の河道改修案は、現在の布沢川の位置を基本にして、川幅や川底を変化させることなく所定の流下能力を確保するために、兩岸の堤防部分を0.2～0.3m嵩上げして、布沢川の氾濫を防止するものであり、現在の河川の状況を極力変化させない計画です。

今後、河川整備計画の変更を行うこととなりますので、検討の過程において、興津川の現状や治水対策の進め方、河道改修の内容等について、引き続き周知を図り、御意見を聴きます。

④ ダムに代わる治水対策は布沢川だけでなく、興津川の下流域も含めた治水を考慮すべきである。

〔県の考え〕

布沢川ダムによる治水は、静岡市清水区の間山地域における局地的な対策を目的としています。ダム検証では、ダムにより洪水から防御される布沢川沿いの地域（布沢、土）の治水対策だけでなく興津川下流の治水対策も含めて検討しています。

興津川の治水対策は、平成 14 年に策定・公表した「興津川水系河川整備計画」により進めています。同計画には、布沢川ダム建設が位置づけられていることから、ダム事業の中止決定後、速やかに整備計画の見直し作業に着手します。整備計画の変更では、近年の降雨による出水の状況を踏まえた対応についても取りまとめます。

⑤ 清地地区の道路は先の台風で冠水した。ダムに代わる代替案の河道改修で対応できるのか？

〔県の考え〕

興津川の治水対策は、平成 14 年に策定・公表した「興津川水系河川整備計画」により進めており、清地地区については河道改修の実施箇所に位置づけられています。改修後は 1/10 確率規模の降雨による洪水を安全に流下させることができると考えています。（平成 23 年の台風 15 号による降雨は概ね 1/2 確率規模）

⑥ 県や市が責任を持つなら納得するが、河川の安全が 100%確保されないと不安である。

〔県の考え〕

洪水対策では、これまでの降雨の状況などから、その川に必要な洪水の規模を決めて整備を行っています。雨の降り方については、これまでの想像を上回る規模の雨が観測されるなど自然現象は刻一刻と変化しています。このような自然現象を把握し、100%安全を確保することは非常に困難です。

河川計画の策定にあたっては、既往の降雨、地形などの地域特性を考慮し、河川の現況流下能力、上下流バランス等も加味するなど、現状をしっかりと把握したうえで河川整備内容を検討しています。

洪水対策に限らず防災対策においては、被害防止施設の整備状況や地域特性などを踏まえ、警戒避難のソフト対策と合わせた対策が重要であることから、超過洪水対策として、雨量・水位情報等の総合防災情報の提供や関係機関と連携した水防体制の維持・強化などを図ります。

Ⅲ. 興津川上流域の治水対策

1. 興津川上流域の治水対策（防災対策）

① 昨年の台風 15 号での降雨量の記録はどうだったのか。

平成 23 年 9 月の台風 15 号による豪雨は、和田島雨量観測所で総雨量 270mm (H23. 9. 19 22 時～H23. 9. 21 17 時)、時間最大雨量 28mm (H23. 9. 21 12 時～13 時) を記録しました。

② 昭和 30 年代に河川改修が行われ、歳月が経過すると改修方法も変える必要があるのではないか？

〔県の考え〕

興津川水系河川整備計画の変更では、近年の降雨による出水の状況を踏まえた対応について取りまとめるとともに、その過程においては、興津川の現状の環境への対応や治水対策の進め方、河道改修の内容等について検討を行います。その際には、住民の皆さんに引き続き周知を図り、御意見を伺います。

③ 両河内地区でも雨の降り方が違う。正確なデータ計測できる雨量計を設置してほしい。

〔県の考え〕

従来からある固定観測所による雨量観測のほかに、近年では、レーダー雨量計により観測された雨量データの利用も図られています。地域の防災活動への活用について周知を図ります。

④ 興津川上流域では、深層崩壊が発生する恐れはないか？ 地震の想定域も見直され不安である。

〔県の考え〕

県では発生頻度が高い表層崩壊を対象として、急傾斜崩壊対策事業による施設整備（ハード対策）や、土砂災害防止法に基づく区域指定（ソフト対策）を実施しておりますが、深層崩壊については事例が少なく知見が無いため、国が主導で調査を実施しているところです。

⑤ 河川に土砂が流れてくると河川改修では意味がない。この地域に合った改修とは言えない。

〔県の考え〕

河川には本支川や支溪などの上流域で発生する土砂が流入して、平常時や出水時に流水によって掃流される「流砂系」が形成されています。興津川水系の土砂の動きは明らかにされていませんが、日常的な河川管理のほかに、砂防、治山事業と連携を図りながら対応してまいります。

⑥ 流域内には、崩壊しそうな斜面がある。そういう箇所を点検してほしい。

〔県の考え〕

治山関係の情報提供として、中部農林事務所治山課へ伝えました。

⑦ 台風のために森林が川になってしまう。土砂流出対策はどうなっているのか。

〔県の考え〕

（上記Ⅲ. 1. ⑥と同様）

⑧ 上流部の支川溪流は、土砂が流出して荒れている。現地を確認して欲しい。

〔県の考え〕

（上記Ⅲ. 1. ⑥と同様）

⑨ 整備中の工事用道路は山林の整備をするために利用し、山林の保水能力を高めれば洪水防止になる。

〔県の考え〕

（上記Ⅲ. 1. ⑥と同様）

IV. 地域振興への課題

1. 工事用道路の延伸（整備区間の延伸）

① 吉原地区の工事用道路は現状のまま終わらせるのか。布沢地区まで延伸させる計画はないのか。

〔県の考え〕

ダム建設箇所へ通じる工事用道路（市道吉原2号線）は、現道拡幅をするとともに、ダム本体の建設により付け替えが必要となる区間の整備を行うもので、布沢地区へ接続する計画ではありません。

これまでダム事業で整備に関わる費用を投じた工事用道路は、ダム建設工事のため工事関係車両が利用するほかに、一般車両が周辺地域の諸活動に資する県道、市道として供用する予定で、道路管理者の静岡市と連携して整備を進めてきました。

布沢川ダムの建設が中止となると、ダム建設のための工事用道路の整備を続ける必要はなくなります。既に完成している工事用道路は、今後、一般車両が周辺地域の諸活動に資する県道、市道として利用されることとなるので、無駄になるとは考えておりません。工事用道路の活用については、道路

管理者である静岡市と継続して調整を進めています。

② 整備中の道路を有効利用するために、四十坂を車が通れる道にしてほしい。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

③ 整備中の市道吉原2号線を有効利用できるよう吉原～布沢地区の道路の開設すること。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

④ 工事中の道路の建設費がムダにならないよう布沢地区まで通じる生活道路を整備して欲しい。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

⑤ 両河内地区では今年の台風で通行止めが相次ぎ孤立状態となったため新たな道路整備を希望する。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

⑥ 両河内の活性化のために整備中の道路を利用し、地域と市街地を結ぶ道路整備をお願いしたい。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

⑦ 通勤、通学で重要な役割を果たす吉原地区から布沢地区に通じる道路を是非とも作って欲しい。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

⑧ 両河内地区の過疎老令高齢化対策として、ダム建設道路を市街地への道路に活用してもらいたい。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

⑨ 吉原から布沢の道路は対面通行できる幹線道路が必要である。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

⑩ 吉原地区と布沢地区は高低差をループ橋の整備で対応したら観光名所となると期待できる。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 1. ①と同様)

2. 代替案の河川工事と道路建設

① 吉原地区に出来た工事用道路を布沢地区までつなげる計画を県で作ってください。

〔県の考え〕

これまでダム事業で整備に関わる費用を投じた工事用道路は、ダム建設工事のため工事関係車両が利用するほかに、一般車両が周辺地域の諸活動に資する県道、市道として供用する予定で、道路管理者の静岡市と連携して整備を進めてきました。

布沢川ダムの建設が中止となると、ダム築造工事のための工事用道路の整備を続ける必要はなくなります。

② 台風等の災害時のためにも治水工事を進めながら、布沢から市街地への道路を作って欲しい。

〔県の考え〕

(上記IV. 2. ①と同様)

③ 布沢川の河道工事と吉原地区に通じる道路建設をセットで進めてもらうことしか考えられない。

〔県の考え〕

(上記IV. 2. ①と同様)

3. その他の道路整備

① 静岡市と連携し、伊佐布及び高山^パの建設計画を具体化して道路整備を早期に実現すること。

〔県の考え〕

平成17年の静岡市の政令指定都市への移行に伴い、道路事業は静岡市が行っています

② 工事用道路の有効利用する地域に必要な新たな道路の整備には、県が建設費の補助を考えて欲しい。

〔県の考え〕

(上記IV. 3. ①と同様)

③ ダム建設費を利用し、両河内地区の発展のため茂野島から庵原を結ぶ道路を建設してほしい。

〔県の考え〕

(上記IV. 3. ①と同様)

④ 両河内地区内の高瀬～清地～宮島橋の道路の拡張を出来るだけ早く完成させて頂きたい。

〔県の考え〕

(上記IV. 3. ①と同様)

⑤ 高山から和田島～中河内～宍原～富士宮まで道路整備すれば防災や渋滞解消、地域振興につながる。

〔県の考え〕

(上記IV. 3. ①と同様)

⑥ 生活道路を作ってください。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 3. ①と同様)

4. 地域振興への期待

① 全国のダムの生活再建整備と同様に、布沢川ダムで周辺道路整備をきっちりとやってもらいたい。

〔県の考え〕

「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法」については、国のダム事業を対象としており、都道府県のダム事業は対象とならないと聞いています。

② 両河内地区で実施中の大プロジェクトは恩恵がない。協力している両河内地区に光を当ててほしい。

〔県の考え〕

布沢川ダムでは、ダム建設に関わる地域振興について、現時点で具体的な構想や計画はありません。洪水の被害を受けると考えられる布沢川沿いの地域（布沢、土）の治水対策は、ダムに代わる対策を検討しています。

③ 何の事業でも良いので、両河内地区にひとつでも明るい話題を提供してほしい。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 4. ①と同様)

④ 前市長が言った「ダムは周辺整備だ」の言葉に胸が躍ったが、事業中止で落胆している。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 4. ①と同様)

⑤ ダムは両河内地区の観光の目玉になり、公園整備は地域活性化のきっかけにと期待したが残念。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 4. ①と同様)

⑥ ダム中止に伴う治水代替の実施だけでなく、新たな周辺整備への配慮があつて当然である。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 4. ①と同様)

⑦ 地域振興策をしっかりと計画して、県も市もより具体性のある整備内容を示してほしい。

〔県の考え〕

(上記Ⅳ. 4. ①と同様)

5. 両河内地区の上水道の整備

① 布沢川ダムにより両河内地区の上水道化が進むと楽しみにしていたが、ダム中止で残念である。

〔市水道部の考え〕

両河内地区への配水につきましては、和田島の地下水を利用しており、今後、布沢地区（一部）への早期供用開始に向け、配水池の建設及び送・配水管の布設を予定しております。

② 両河内地区での上水道の整備について、説明会の内容では現状維持で、地域に発展性がまるで無い。

〔市水道部の考え〕

(上記Ⅳ. 5. ①と同様)

③ 両河内地区は水源のみに利用され、上水道化は進んでいない。希望の持てる対策をお願いしたい。

〔市水道部の考え〕

(上記Ⅳ. 5. ①と同様)

④ 布沢地区をはじめ、大平地区、中河内地区には上水道がない。ダム貯水池で対応できないのか。

〔市水道部の考え〕

平成 20 年度に国の認可を受けた現行の整備計画は、平成 28 年度までのものとなっており、大平地区、中河内地区につきましては、この整備計画区域に含まれておりません。次期整備計画の策定（区域の拡張）にあたっては、計画給水量や水源水量の他、財政収支等を含めて検討してまいります。

なお、布沢地区（一部）への上水道整備につきましては、今後、配水池の建設及び送・配水管の布設を予定しております。

⑤ 利水対策は両河内地区にとって最重要課題だが、興津川の利水は市街地向けで地元には恩恵がない。

〔市水道部の考え〕

両河内地区におきましては、和田島の地下水を供給しているため、渇水時の影響を直接受けにくい状況にあります。なお、当初のダム計画では、布沢川ダムの貯水を同地区の未普及地域へ配水する計画でしたが、早期給水等の観点から平成 19 年度に和田島浄水場を整備し、和田島から配水する計画へ変更した経緯がございます。

6. その他の事項

① ダム建設を進める期成同盟会が全然機能してない。地元の発展のために話し合いがあってもいい。

〔県の考え〕

布沢川生活貯水池期成同盟会は、平成 21 年に組織され、事務局は静岡市となっています。

〔市河川課の考え〕

布沢川生活貯水池建設期成同盟会は、地域の治水対策、異常渇水時の水道水の確保などを目的とする布沢川生活貯水池建設事業を促進、推進するために、地域自治会代表、関係議員、行政などの構成により、平成 21 年 7 月に設立されました。

当同盟会は、事業促進をサポートする立場であり、今回の検証結果が示されて、対応を判断すべきと考えております。